

埼玉県的主要青少年健全育成施策・取組について

埼玉県 県民生活部 青少年課

1 青少年健全育成施策体系

埼玉県青少年健全育成条例

《目的》

「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする」（第1条）

《計画》

「県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定」（第4条）

子ども・若者育成支援推進法

《目的》

「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにする」（第1条）

《計画》

「都道府県は…子ども・若者育成支援についての計画を作成」（第9条）

埼玉県青少年健全育成・支援プラン及び埼玉県こども・若者計画

埼玉県青少年健全育成・支援プランは昭和49年の策定以降、改定を重ね第13次計画（令和5年度～令和9年度）まで策定されたが、「埼玉県こども・若者計画（令和7年度～令和11年度）」に統合され、令和7年3月で廃止となった。プランの取組や指標については、近年のこども・若者を取り巻く状況や計画策定の趣旨である「こどもまんなか社会」の実現に向け、ブラッシュアップをするなどし「埼玉県こども・若者計画」に引き継いでいる。

埼玉県こども・若者計画

《計画期間》 令和7年度～令和11年度

《将来像》 こどもまんなか社会の実現

将来像	施策の柱（青少年健全育成関連部分）
こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会	1 こどもの権利擁護、意見の反映
こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会	2 居場所づくり、社会的活動の参画支援 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 10 未来を切り拓くこども・若者の応援
こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会	7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進 9 「子育て」と「子育て」の支援 11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

2 こどもデジタル・シティズンシップ推進事業

【目的】

県で認定したネットアドバイザーが「こども安全見守り講座」を開催し、デジタル社会に生きるこどもたちがリスクに対処して「ネットを利活用」し、保護者が適切に見守ることができるように、保護者やこどもたちに対して啓発する。

【令和8年度の事業計画（予算額：2,880千円）】

- (1) ネットアドバイザーによる啓発活動
小中学校や幼稚園、保育園、地域の青少年健全育成団体等を対象に、「こども安全見守り講座」を実施する。
- (2) ネットアドバイザースキルアップ研修会
ネットいじめやネット依存などをテーマとした研修会を実施し、知識の更新及び資質の向上を図る。
- (3) 関係機関との情報共有による連携
県警、各通信会社等の県内でインターネットの安心安全な利用について啓発を行う団体と連携し情報共有を行う。



3 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験教室

【目的】

次代を担うこどもたちを対象に、企業や大学等と連携した体験活動の機会を提供し、夢の実現を支援する。

また、新たな体験活動に取り組む企業を開拓・支援し、体験創出と機運醸成を推進する。



ドッググルーマー



和菓子の職人

【令和8年度の事業計画（予算額：3,198千円）】

（1）リアル体験教室（県と企業等が共同で実施）

対象 県内在学在住の小学4～6年生 2,000人
児童養護施設、ジュニアアスポート教室、
不登校児童等の優先枠を設定

（2）リアル体験教室プレミア

（企業の単独実施（県は広報を支援））

対象 小学生 5,000人

4 青少年相談員活動推進事業

【目的】

埼玉県青少年相談員協議会の運営の充実を図るため、同協議会に補助し、青少年相談員の自主的活動の一層の進展を図るとともに、県の課題である非行防止活動の取組について活動の活性化を図っていく。

青少年相談員

埼玉県知事が委嘱し、地域の子供たちのよき友、よき理解者となって、子供たちの健やかな成長をサポートするため様々な活動をするボランティア（原則、満18歳から満39歳まで）。

・ 39市町 361人（R8.4現在）



蕨市青少年相談員協議会

【令和8年度の事業計画（予算額：1,163千円）】

- (1) 青少年相談員協議会への補助
- (2) 第31期青少年相談員を委嘱及び非行防止に関する知識及び意識の向上を図るとともに、地域における青少年健全育成活動への参加を促進する。
 - ・ 全体研修会の開催（年度内実施予定）



全体研修会

（参考）

埼玉県青少年相談員協議会の事業計画

- ・ 青少年相談員協議会主催各種研修会の開催
- ・ 総会、理事会、各種委員会等の実施
- ・ 広報誌の発行をはじめ、各種広報活動
- ・ 全県統一事業「青少年相談員のつどい」の開催
- ・ 地区連絡協議会及び市町村協議会の運営、充実

5 青少年健全育成条例等の施行（推奨図書）

【目的】

青少年健全育成条例の規定に基づき、特に優良と認める図書等を推奨するとともに、健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に努める。

【令和8年度の事業計画】

- （１）優良図書の推奨及び、埼玉県推奨図書の周知
- （２）青少年課、地域振興センターによる書店、コンビニ、インターネットカフェ、携帯電話販売店等への立入調査



6 いじめ問題対策

【目的】

こどものいじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶を図るため、関係部局長で構成する「埼玉県いじめ問題対策会議」を平成24年8月に設置。さらに、平成25年12月に学校関係、法務局、児童相談所から委員を加え、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」に基づく組織として位置付け、いじめ問題対策を推進している。

(1) 設置年月 平成24年8月10日
(平成25年12月2日 要綱改正〔委員追加〕)

(2) 組織

ア 対策会議

県民生活部担当の副知事を議長に、関係する10名の部局長、学校関係者5名及びさいたま地方法務局1名が委員

イ 幹事会

県民生活部副部長を幹事長とし、関係する15課所長、さいたま地方法務局1名で構成

【令和8年度の事業計画（予算額：1,772千円）】

(1) いじめ問題対策会議の開催

(2) いじめ重大事態への対応

いじめ重大事態が発生した際は、知事に報告するとともに、再調査が必要となった場合には、埼玉県青少年健全育成審議会に「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設けて再調査を行う。

(3) いじめ撲滅キャンペーンの実施

いじめ撲滅強調月間（11月）を中心に街頭キャンペーンを行う。また、市町村の広報紙や彩の国だよりを活用し、いじめ撲滅の啓発を実施する。

7 非行防止に関する協力団体との連携

【目的】

青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するためには、県民や民間団体のみならず、業界団体の協力が必要であることから、県が他団体とのつなぎ役となって相互連携を図りながら環境改善活動等を積極的に推進する。



【令和8年度の事業計画】

(1) 非行防止に関する協力団体との情報共有

青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するため、協力団体で実施する講習会や会議に積極的に出席し、情報共有を図る。

(2) 合同キャンペーンの実施

県全体において青少年の非行防止・健全育成活動の気運を一層高めるため、協力団体の協力を得ながら、人通りの多い主要駅における合同キャンペーンを実施する。



合同キャンペーンの実施状況

8 若者支援協議会運営等事業

【目的】

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、支援団体・機関のネットワークづくり、情報共有、スキルアップを行う。

若者支援のための
ネットワークづくり研修会

「教育や福祉の架け橋となる不登校・ひきこもり支援」
～こどもや若者に贈る支援者のアセスメントと連携～

定員 会場 70名
オンライン 100名
参加無料

不登校やひきこもりの当事者が日々抱えている状況があります。それに対して支援は異なりますが、当事者に本人や家族における教育・福祉の課題や悩み・苦悩の課題が明確に届いているケースも多く見受けられます。

今回は、群馬大学 特任助教で、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの安永千恵氏をお招きし、職員と職員の受け皿となるスクールソーシャルワーカーの養成から、こどもや若者への贈り方、アセスメント、関係機関との連携について学びます。

● 日 時 令和8年7月13日(月) 13:15～ (受付開始12:50)
● 場 所 浦和コミュニティセンター 第15集客室
(川崎市中原区上野2丁目 浦和PARCOビル4階9号)
● 対 象 埼玉県内で新規支援に携わる機関・団体の方
● 講 師 群馬大学 特任助教 安永千恵 氏

令和8年度 第1回埼玉県若者支援協議会研修会

【令和8年度の事業計画（予算額：927千円）】

(1) 若者支援協議会の運営

代表者会議、実務者会議、意見交換会を開催し、関係機関の情報共有、研修会の企画立案などを行っている。

所掌事務：(1) 子供・若者に対する支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
(2) 子供・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
(3) 子供・若者の支援に関する調査研究、研修及び情報発信に関すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

設置年月日：平成30年11月9日 協議会設置要綱決裁

設置根拠等：子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項

埼玉県若者支援協議会設置要綱

構成機関数：18機関（民間支援団体、行政機関等） 座長：県民生活部県民共生局長

(2) 若者支援団体・機関職員のスキルアップ

効果的かつ円滑な連携による支援を行うため、若者支援団体・機関の職員を対象とした研修会を開催する（年3回実施予定）。

9-1 青少年育成埼玉県民運動

【目的】

青少年育成県民運動の推進母体として「青少年育成埼玉県民会議」が昭和41年12月に結成されて以来、県、市町村、青少年団体、青少年育成関係者が一体となり運動を展開。

県は行政の枠を越え、幅広く継続的に青少年の健全育成を推進するため、県民会議へ補助を実施。



【令和8年度の事業計画（県補助金額：3,500千円）】

- (1) 少年の主張埼玉県大会
 - ア 作文締切 令和8年6月19日（金）
 - イ 大会 令和8年8月30日（日） さいたま共済会館
- (2) 「絆・ふれあい」ポスターコンクール
 - ア 作品締切 令和8年9月8日（火）
 - イ 表彰式 令和8年11月21日（土）
- (3) 構成団体等への支援
県民運動活性化助成事業補助金(市町村民会議等が行う事業への補助)
- (4) 絆・ふれあいキャンペーン
18歳未満の子供がいる家庭を対象に「絆・ふれあいプレゼント」を実施。
- (5) インターネット対策及び非行防止のための普及・啓発（補助事業）
フィルタリングの普及・啓発及び非行防止のため、リーフレットの作成・配布などによるキャンペーンを実施
- (6) 青少年育成推進団体の委嘱
 - ア 青少年育成推進団体 62団体1,363人(令和8年4月1日現在)
 - イ 代表推進員全体連絡会議

10 青少年健全育成条例等の施行（立入調査）

【目的】

青少年健全育成条例の規定に基づき、特に優良と認める図書等を推奨するとともに、健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に努める。

【令和8年度の事業計画】

(1) 優良図書の推奨

(2) 青少年課、地域振興センターによる書店、コンビニ、インターネットカフェ、携帯電話販売店等への立入調査

①立入調査に従事した職員数

実人数	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
	32人	31人	63人	33人	33人	66人	32人	34人	66人

②有害図書等の区分陳列及び青少年購入・利用禁止表示

		調査店舗数		うち有害図書等を扱っている店舗		区分あり		表示あり	
R7	コンビニ	148店	12店	7店 (58.3%)	4店 (33.3%)				
	書店等	108店	49店	48店 (98.0%)	46店 (93.9%)				
	インターネット	32店	4店	4店 (100.0%)	2店 (50.0%)				
	計	288店*	65店	59店 (90.8%)	52店 (80.0%)				

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含まれます。

③有害図書等の販売時における年齢確認

		調査店舗数		うち有害図書等を扱っている店舗		年齢確認実施	
R7	コンビニ	148店	12店	9店 (75.0%)			
	書店等	108店	49店	49店 (100.0%)			
	計	256店	61店	58店 (95.1%)			

④深夜（午後11時～翌朝4時）における青少年の帰宅動向

		調査店舗数		うち深夜営業を行っている店舗		帰宅動向実施	
R7	コンビニ	148店	125店	100店 (80.0%)			
	書店等	108店	15店	12店 (80.0%)			
	計	256店	140店	112店 (80.0%)			

⑤深夜における青少年の入場禁止表示

		調査店舗数		うち深夜営業を行っている店舗		入場禁止表示実施	
R7	インターネット	31店	23店	22店 (95.7%)			
	インターネット	34店	30店	30店 (100.0%)			
	計	65店*	53店	52店 (98.1%)			

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含まれます。

⑥深夜（午後11時～翌朝4時）の青少年の年齢確認

		調査店舗数		うち深夜営業を行っている店舗		年齢確認実施	
R7	インターネット	31店	23店	22店 (95.7%)			
	インターネット	34店	30店	30店 (100.0%)			
	計	65店	53店	52店 (98.1%)			

⑦インターネット利用時の青少年の年齢確認

		調査店舗数		うちインターネットが利用できる店舗		年齢確認実施	
R7	インターネット	31店	24店	20店 (83.3%)			

⑧青少年のインターネット利用制限

		調査店舗数		うちインターネットが利用できる店舗		利用制限実施	
R7	インターネット	31店	24店	15店 (62.5%)			

⑨携帯電話販売店

		調査数		回答		説明		説明書の交付		解除可		書面によるフィルタリング解除手続		申出書の保存	
R7	107件	92件	92件 (100.0%)	92件 (100.0%)	84件	84件 (100.0%)	84件 (100.0%)								

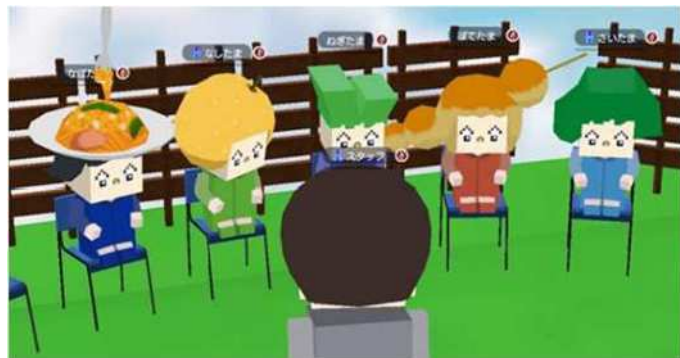
*調査店舗数には、閉鎖店舗も含まれます。

1 1 バーチャルユースセンター事業

【目的】

居場所の数が多いこどもほど自己肯定感が高く、将来に希望を持っている。こどもが自由に選べる居場所は、地域に加えてより身近なバーチャル空間にも設置して多様性を確保することが必要である。

そこで、メタバース空間に、小学生から義務教育終了後の大学生程度までのこどもや若者の居場所として、バーチャルユースセンターを設置・運営する。



バーチャルユースセンター実施風景

【令和8年度の事業計画（予算額：26,835千円）】

(1) バーチャルユースセンター

ア 交流事業

アバターを介し、匿名で気軽に利用できる居場所を提供する。
利用者同士で特定のテーマを話し合うプログラムを実施し、利用者の悩みを引き出す。

イ 相談事業

アバターを介して、匿名で気軽に安心して相談できる場を提供する。

交流中で行う気軽な相談から個別相談まで幅広く対応し、相談者の希望に応じて専門支援機関等へのつなぎまでフォローする。

● バーチャルユースセンター運営

